

北大東村老人短期入所運営事業実施要綱

平成27年7月1日

(目的)

第1条 この事業は、要援護老人の介護者に代わって当該要援護老人を一時的に養護する必要がある場合に、当該老人を一時的に複合型福祉施設(以下「施設」という。)に入所させる短期入所事業を実施することにより、これら要援護老人及びその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、北大東村とする。

(利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、村内に住所を有しおおむね65歳以上であって身体上又は精神上の軽度の障害を有するため、日常生活を営むのに支障があるもの(65歳未満であって初老期認知症に該当するものを含む。)とする。

2 前項の規定にかかわらず、利用対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事業を利用することができない。

- (1) 病気又は負傷のため入院加療の必要な者
- (2) 他の入所者に伝染するおそれのある感染症疾患を有する者
- (3) 他の入所者に著しい迷惑を及ぼすおそれのある者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、村長が不適当と認める者

(実施施設等)

第4条 この事業は、あらかじめ村長が指定した施設で実施する。

2 この事業は、当該施設の空きベッドを利用して実施する。

(入所の要件)

第5条 入所の要件は、次に掲げる場合において、要援護老人を施設に一時的に入所させる必要があると村長が認めた場合とする。

(1) 要援護老人の介護を行っている家族が、次に掲げる理由により、その家庭において当該要援護老人を介護できない場合

ア 社会的理由 疾病、出産、冠婚葬祭、事故、災害、失踪、出張、転勤、看護、学校等の公的行事への参加

イ 私的的理由

(2) 要援護老人が家族の介護を受けていない場合であって、当該要援護老人がその家庭において介護を受けることができない場合

第6条 この事業を利用しようとする者又はその家族(以下「申請者」という。)は、原則として、老人短期入所利用申請書に利用対象者個人票及び証明書を添付して、村長に提出しなければならない。この場合において、申請者は、実施施設等を経由して申請書を提出すること。

(入所の申請)

第7条 この事業を利用しようとするときは、老人短期入所利用申請書により村長に申請しなければならない。この場合、申請者は、事前に実施施設と調整の上施設を経由して提出することができるものとする。

2 施設の長は、前項の申請書を受理したときは、これを速やかに村長に送付しなければならない。

(利用の決定等)

第8条 前条の申請を受理した村長は、内容を審査し、利用を認めるときは、老人短期入所利用(期間延長)決定通知書を利用を認めないとときは、老人短期入所利用(期間延長)却下通知書を申請者及び当該施設の長に送付するものとする。この場合、申請者への決定通知書を当該施設の長に送付することができるものとする。

- 2 施設の長は、前項の申請者あての決定通知書を受け取った場合は、これを速やかに申請者に交付しなければならない。
- 3 村長は、第1項の規定にかかわらず、緊急を要すると認める場合は、入所手続等を待たずして、利用を決定することができる。この場合、手続は、できる限り速やかに行うものとする。

(入所の期間)

第9条 入所の期間は、原則として7日以内とする。ただし、村長が健康診断書等により内容を審査し、入所期間の延長が真にやむを得ないと認める場合は、必要最小限の範囲で入所期間を延長することができる。

- 2 前項の規定による入所の期間延長を必要とする者は、老人短期入所利用期間延長申請を村長に提出しなければならない。この場合、村長は、必要があると認めるときは、申請者に対して介護者等の健康診断書の提出を求めるものとする。
- 3 前項の申請書を受理した村長は、内容を審査し、期間延長を認めるときは、老人短期入所利用資格者証交付者台帳に必要事項を記入の上、決定通知書により、期間延長を認めないときは、却下通知書により申請者に速やかに通知するものとする。

(食品の衛生管理等)

第10条 実施施設は、利用者の食事について健康等を十分勘案するとともに、食品の衛生管理について十分配慮するものとする。

- 2 町は、この事業の実施に当たっては、実施施設と連絡を密にするとともに、福祉事務所、民生委員等の関係機関と十分な連携をとるものとする。

(入退所)

第11条 村長から利用決定通知を受けた者は、指定された日に当該施設に入所し、又は入所させなければならない。この場合、利用資格者証の交付申請時に比べ、利用者の状況に著しい変動があるときは、村長は、必要に応じ申請者から、個人票及び証明書の提出を求めるとともに、調査票を整備し、その写しを当該施設の長に速やかに送付するものとする。

- 2 施設の長は、前項に基づき利用者が入所したときは、老人短期入所(退所)報告書により村長に通知しなければならない。また、利用者が退所した場合も、同様とする。

(秘密の保持)

第12条 施設の長及び施設に勤務する職員は、事務を処理するに当たって知り得た秘密を守らなければならない。

(実績報告)

第13条 施設の長は、この事業の利用があったときは、月ごとの実施結果を老人短期入所運営事業実績報告書により翌月の10日までに村長に報告しなければならない。

(その他)

第16条 村は、この事業の実施のため必要な帳簿を整備するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成27年7月1日から施行する